

安来市立中学校における
部活動の地域連携・地域展開に係る方針

令和8年3月

安来市教育委員会

安来市市民生活部

【目次】

はじめに.....	1
方針策定の趣旨等.....	1
部活動の意義.....	1
安来市における部活動を取り巻く諸課題.....	1
安来市において、地域の中で持続可能な環境を整えるために.....	2
方針の対象.....	2
I 基本方針.....	3
1 基本的な考え方.....	3
2 今後の取組計画.....	4
II 役割分担.....	4
1 安来市の役割.....	4
2 学校の役割.....	4
III 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備.....	4
1 環境整備の考え方.....	4
2 検討・体制整備.....	5
3 指導者の質・量の確保.....	5
4 活動場所の確保と移動に係る支援.....	6
5 費用負担の考え方.....	6
6 保険の考え方.....	6
7 活動の周知.....	6
8 高等学校入学者選抜への対応.....	6
9 大会等の在り方と参加機会の確保.....	7
10 部活動の地域連携・地域展開の進め方(今後のスケジュール).....	7

はじめに

方針策定の趣旨等

令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が、令和7年3月に、島根県教育委員会と環境生活部から「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」が、それぞれ示され、そこでは、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する視点から、今後の部活動の地域移行や地域連携の方向性が示された。さらに令和7年12月に文部科学省から「部活動改革に関する新たなガイドライン」が示され、部活動改革の全体像と今後の方向性が示された。令和8年1月には島根県の方針が改訂され、「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」が新たに示された。

これらを受け、安来市教育委員会及び安来市市民生活部においても、今後の本市における中学生の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていく必要があることから、本市における中学校部活動改革の方向性を示す、「安来市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」（以下、「本方針」という。）を策定した。

本方針は、市内の中学校の部活動の今後のあり方に係るものであるが、本市の全ての子ども豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を地域全体で創り、充実させていくことを視野に入れたものである。

部活動の意義

中学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

安来市における部活動を取り巻く諸課題

部活動についても生徒数の減少により、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できないことや学校の働き方改革の必要性が高まる中、教師のみに頼る指導体制は維持できない状況になっている。

専門的な指導を受けたい、いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい、卒業後に続けられる場所が欲しいといった子どもたちの多様なニーズや、安定的な活動をするための経費や施設の確保といった様々な課題が顕在化しており、学校だけでは、多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている。

安来市において、地域の中で持続可能な環境を整えるために

これまで地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくことについて「地域移行」という名称で示されていた。しかし令和7年5月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議から『「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～』が、令和7年12月に文部科学省から「部活動改革に関する新たなガイドライン」が示され、その中でそれまで「地域移行」という名称で示されていた取組について改革の理念や地域クラブ活動をよりの確に表すため「地域展開」という名称に変更することが示された。安来市においても「学校」と「地域」が区分されたものと捉えるのではなく、学校は地域の中にあり、地域とともに存在していると認識している。「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟等が、一緒になって知恵を出し合い、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむための持続可能な環境を地域においてどのように整えていくかが大切である。安来市では次世代を担う子どもたちに必要な資質・能力を育むため、「協働的な学び」の充実をはじめとした望ましい教育環境の整備に向けて安来市立小中学校適正配置を進めている。部活動においても「学校単位」のみでなく、段階的に「地域単位」での活動へ広げる(地域展開)ことで子どもたちが自分のやりたい活動を継続できる選択肢の確保に努める。

他の自治体同様に、少子化や過疎化が進む本市においては、受け皿となる団体、人材といったリソースに限りがある。国や県の示す方針の趣旨を踏まえつつ、限られたリソースの中で、市の実情に合ったやり方を考える必要がある。

方針の対象

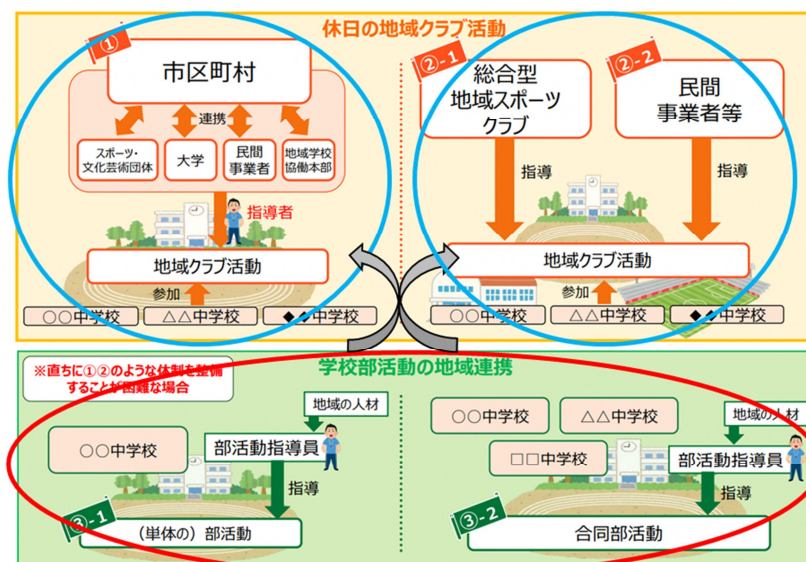
安来市立中学校の生徒の活動を対象とする。

I 基本方針

1 基本的な考え方

(1) 公立中学校の学校設置者である安来市が主体となり、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者等が、知恵を出し合い連携を図ることで、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむための持続可能で多様な環境構築について検討する。また、令和 12年（2030年）に開催が予定されている「島根かみあり国スポ・全スポ」を見据えて、当該年度末までを目安として検討する。

(2) まずは休日（週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日。以下同じ。）における全ての部活動を対象とし、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題について検討し、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（以下「地域クラブ活動」という。）への転換〔地域展開〕を検討する。（展開後の活動は学校部活動には含めないが、学校との連携や、学校部活動の教育的意義の継承・発展を考慮したものとする。）



(3) 活動の受け

皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題の解決が難しい場合、学校部活動への地域の指導者の配置、複数校による合同部活動の実施〔地域連携〕等、学校の実情に応じて様々な形の体制構築、活動機会の確保を検討する。

(4) 部活動によっては、これまでどおりの活動が当面継続できる見通しがある場合、地域展開や体制変更をしないこともあり得る。

(5) 平日の部活動については、基本的に、教員等及び、部活動指導員や地域連携指導員、地域指導者等の外部指導者（以下「部活動指導員等」という。）の指導の下、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとして、時代に合った形で発展させていくこととし、可能な場合は、休日と同様に地域における活動

の場を整備していく。

2 今後の取組計画

- (1) 市は、関係者による「安来市部活動の地域展開推進計画策定委員会(仮)」(以下、「推進計画策定委員会(仮)」という)を開催し、スポーツ団体や文化芸術団体、保護者等から広く意見を求めながら部活動のあり方や地域クラブ活動の実施に関して協議していく。
- (2) 市は国や県の動向、活動の実施状況を継続的に調査・検証し、推進計画を策定する。
- (3) 活動の受け皿や指導者の確保といった状況が整った種目等から地域展開を進めていく。また、既存の部活動を地域へ転換するという考えのみではなく、スポーツや文化芸術活動が苦手な生徒、学校部活動に所属しない生徒も含め、生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる選択肢が持てるよう、新たな取組も含めて検討する。

II 役割分担

1 安来市の役割

- (1) 市は推進計画策定委員会(仮)を主催する。
- (2) 国及び県の方針等の動向を確認するとともに、他地域での取組事例の情報を参考にする。
- (3) 学校と連携し、地域連携・地域展開における方針、具体的な取組等について、保護者を含む関係者等に説明し、理解を得る。

2 学校の役割

- (1) 市の方針に基づき、学校における方針、具体的な取組等の検討、推進に努める。
その際、市と連携し、学校における方針、具体的な取組等について保護者を含む関係者に説明し、理解・承諾を得るものとする。

III 地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備

1 環境整備の考え方

- (1) 学校を含む地域が一体となって市の生涯スポーツ・文化芸術活動を創っていくことを目的に、以下の観点で市の実情に応じた環境づくりを検討

する。

①部活動が担う新たな役割と留意点について

- ・ 部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動の入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ事の本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。
- ・ 生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、生徒の自主性を尊重した活動とする。
- ・ 「安来市立中学校部活動の在り方に関する方針」（令和5年4月1日改訂版）に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないよう配慮する。

②生涯スポーツ・文化芸術活動を学校と学校外が連携して地域に根付かせる。

- ・ 部活動の一部を学校外で行うことで、教育活動としての部活動に加え、さらに活動したい生徒に対して、活動の場を準備する。
- ・ 協会・連盟等を通じて受け皿となる団体を作ることや部活動指導員等を活用した学校部活動により、活動機会の確保に努める。

③競技力や技能の向上を主眼とした活動は、学校外と役割を分担し、連携を図る。

2 検討・体制整備

- (1) 市は、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者、指導者等、域内の関係者による推進計画策定委員会(仮)を設置し、本市における具体的な取組、スケジュール等の検討、推進に努める。
- (2) 学校及び市のスポーツ・文化芸術団体、各種の協会や連盟、保護者等は、定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する。
- (3) 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明らかにし、共通理解を図る。

3 指導者の質・量の確保

- (1) 域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市は、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

4 活動場所の確保と移動に係る支援

- (1) 市は地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設や文化施設等の利用について、利用を制限する規則の改正や、低廉な利用料を認めるなど負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- (2) 市及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、必要に応じて利用ルールの策定や運用管理のための環境整備について検討する。
- (3) 市は、地域クラブ活動への参加に係る移動について、参加にあたり個人での移動が困難な生徒への対応や、効率的な移動手段の確保について必要に応じて検討する。

5 費用負担の考え方

- (1) 市は、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等を含め、検証・検討に努める。
- (2) 地域クラブ活動の在り方や、地域クラブ活動の立ち上げ・維持・運営等に係る負担について、国・県の動向を確認し、情報提供を受けながら検討する。

6 保険の考え方

- (1) 地域クラブでの活動については、保険加入を原則とする。
- (2) 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、保険加入の管理や費用負担の在り方について協議・検討を行う。

7 活動の周知

- (1) 市は、方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校及び保護者を含む学校関係者、並びに関係団体、指導者等への説明や、広報誌等での周知に努める。

8 高等学校入学者選抜への対応

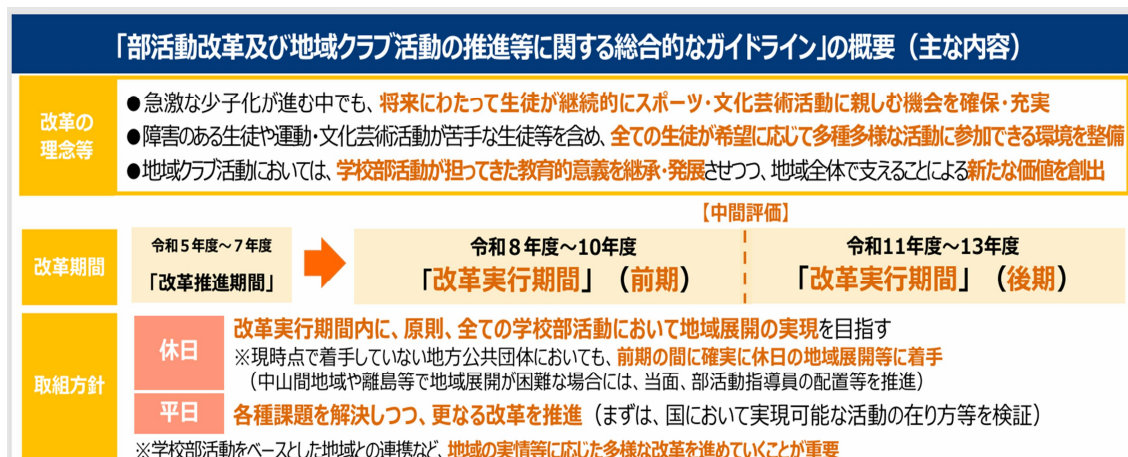
- (1) 中学校は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ活動、文化活動等について記載する際には、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても状況の把握に努める。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校や所属する生徒及び保護者からの求めに応じて、生徒の活動の記録等を提供する。

9 大会等の在り方と参加機会の確保

- (1) 中学校等の生徒を対象とした大会等への地域クラブからの参加について、活動の継続性や生徒の望ましい成長を保障する観点からルールに従って大会等への参加機会が確保されるよう県や中学校体育連盟、競技団体(文化芸術団体含む)等との関係機関と協議を重ねていく。
- (2) 大会等運営への教職員の従事や、生徒の大会等参加に係る引率について学校部活動については部活動指導員等が、地域クラブ活動においては実施主体の指導者が行うことを可能とするよう、規定の整備・運用について検討する。

10 部活動の地域連携・地域展開の進め方(今後のスケジュール)

- (1) 令和8年度～9年度：推進計画を策定する。
 - ・ 推進計画策定委員会(仮)を開催する。
 - ・ 国や県の動向、活動の実施状況を継続的に調査・検証し、推進計画を策定する。
 - ・ 試行的な取組を拡充し、実施する。
 - ・ 生徒、保護者、教職員アンケート等による意向調査を実施する。
- (2) 令和10年度～令和12年度：休日の部活動を地域クラブ活動へ展開する。
 - ・ 受け皿の整った種目から順次、休日の試行的な地域展開を開始し、休日の部活動を地域クラブ活動へ展開することを目指す。
- (3) 令和13年度～：平日の活動も地域クラブ活動へ展開することを目指す。
 - ・ 休日の運用実績を活かし、可能な種目・学校から平日の部活動も地域クラブ活動へ展開する。



「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要(令和7年12月：文部科学省)より一部引用